(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情 や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、児童を一時的に預か ることができる環境を整備することを目的として、西宮市が借り上げた建物において西 宮市一般型一時預かり事業(以下、「一時預かり事業」という。)を実施する者に対し、そ の経費の全部又は一部を補助するために、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者(以下、「補助対象者」という。)は、西宮市が借り上げた西宮市田中町5番所在家屋(家屋番号5番。以下、「対象建物」という。)において、一時預かり事業を実施する者とする。

(補助対象経費)

- 第3条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1)補助対象者が西宮市に対して支払う対象建物(一時預かり事業に要する部分に限る。) の賃料に相当する額。
 - (2) 西宮市一般型一時預かり事業実施要綱に基づく一時預かり事業に係る費用の全部又は一部の額。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、次の各号に掲げるものとする。ただし、千円未満の端数が生じたと きは、これを切り捨てる。
- (1) 前条第1号に定める額とする。ただし、西宮市保育所施設等整備事業助成金交付要綱 その他の規定により、賃料に係る補助を受ける場合は、当該補助金相当額を除く。
- (2) 前条第2号に定める補助事業を実施する年度において、子ども・子育て支援交付金交付要綱(平成28年7月20日府子本第474号内閣総理大臣通知)に規定する選定額とする。ただし、当該年度において補助対象となる期間が1年に満たない場合は、年間延べ利用児童数及び基準額を月割りにより計算する。

(補助金の交付の申請)

- 第5条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、次の各号に掲げる書類を、市長に 対しその定める期日までに提出しなければならない。
- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査のうえ 補助金の交付の適否を決定する。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の額、交付時期その 他必要な事項を記載した補助金交付決定通知書により、当該申請者にその決定を通知す る。
- 3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

- 第7条 前条第2項の補助金交付決定通知書を受けた者が、補助金交付の請求をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を市長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。
 - (1) 補助金交付請求書
 - (2) 補助金交付決定通知書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

- 第8条 第6条第2項の補助金交付決定通知を受けた者は、次の各号に掲げる書類を、市長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。
 - (1) 補助事業実績報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

- 第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査等により、補助事業の内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書により通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、当該補助事業の内容が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための措置をその者に、命ずることができる。
- 3 前項の規定による命令を受けた者は、当該命令に従うとともにその結果を、直ちに市長 に報告しなければならない。
- 4 市長は、交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

- 第11条 市長は、前条第4項のほか、第6条第2項の補助金交付決定通知書を受けた者が 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部または、一部を返還させるものとす る。
 - (1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき
 - (2) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき
 - (3) 申請書類等に虚偽その他不正があったとき

(補則)

- 第12条 この要綱に定めのない事項は、補助金等の取扱いに関する規則(昭和57年西宮市規則第81号)の規定に従う。
- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1. この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 2. この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。
- 3. 第4条ただし書(第1号に係る部分に限る。)の規定は、平成31年3月31日まで適用しない。